

令和 年 月 日

誓 約 書

税理士会会長 様

住 所
氏 名

私は、このたび税理士登録申請をいたしました。が、税理士法等の規定により、下記事項を厳守することを誓約します。

記

1. 登録日前に納税者に関与するなど、税理士法第52条（税理士業務の制限）及び第53条（名称の使用制限）に違反しないこと。
2. 他の税理士の業務を侵害若しくはそのおそれのある行為をしないこと。
3. にせ税理士と関係を結ぶような行為をしないこと。
4. 税理士業務を行っていくうえで守秘義務及び使用人等に対する監督義務を遵守すること。
5. 税理士法第42条（業務の制限）の規定に該当する場合は同条に違反しないこと

[参 考]

（秘密を守る義務）

第38条 税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなつた後においても、また同様とする。

（使用人等に対する監督義務）

第41条の2 税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない（業務の制限）

第42条 国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員で税理士となつたものは、離職後1年間は、その離職前1年以内に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行つてはならない。

但し、国税庁長官の承認を受けた者については、この限りでない。

（税理士業務の制限）

第52条 税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行つてはならない。

（名称の使用制限）

第53条 税理士でない者は、税理士若しくは税理士事務所又はこれらに類似する名称を用いてはならない。